神戸市立工業高等専門学校における研究の目的及び基本活動方針に関する規則 2023年4月1日 規則第111号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校(以下「本校」という。)における研究 の目的及び基本活動方針を定めることを目的とする。

(研究の目的)

第2条 本校における研究の目的は、別記のとおりとする。

(基本活動方針)

- 第3条 前項の研究の目的を達成するための基本活動方針を以下のように定める。
  - (1) 研究活動のプロセスとその成果を学生の教育に還元することに努める。
  - (2) 学会発表等を促進し、本校のプレゼンスの向上に努める。
  - (3) 研究活動を通し、外部資金の獲得に努める。

(管理)

第4条 前項の基本活動方針の管理は、事務室総務課が行う。

(改廃)

第5条 この規則の改廃については、神戸市立工業高等専門学校運営改善会議で協議する。

附則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

## 別記(第2条関係)

研究活動を通じて、持続可能な社会の構築と地域企業の技術支援等に寄与するととも に、その成果を学生の教育に還元することを目的とする。